

保護者 各位

四街道市長 鈴木 陽介
(公 印 省 略)

保育園・認定こども園等における登園自粛要請の終了及び保育料の減免に係る取扱い
について

日頃より、市保育行政にご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、令和4年2月25日「保育園・認定こども園等における登園自粛要請期間の延長について」により通知しました登園自粛要請につきましては、まん延防止等重点措置が令和4年3月21日をもって解除されることに伴い、本要請も解除となりますのでお知らせいたします。感染拡大防止にご協力くださいます、誠にありがとうございました。

また、上記により今後の新型コロナウイルス感染症に係る保育料の減免につきましては、下記のとおり取り扱いをいたしますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 保育料を減免（日割り計算）とする場合

- (1) 利用児童が新型コロナウイルス感染症であることが判明し、自宅待機をする場合
(発熱等症状があつて自宅待機していた期間も含む)
- (2) 利用児童が濃厚接触者と特定され、自宅待機をする場合
- (3) 本市と保育園等が協議により臨時休園とした場合（クラス単位の休園も含む)
- (4) 本市から登園自粛を要請した場合

※各園に登園日数の照会をさせていただきます。保護者から市への減免申請は不要です。

※減免前の保育料を一度納付していただき、後日、上記照会に基づき日割り計算を行った差額を返金いたします。

※市外在住の方は減免が適用されるかについて、お住まいの市町村にご確認ください。

2. 実費徴収（主食費、副食費等）の減免について

主食費、副食費等の実費徴収されているものについては、各園にお問い合わせください。

問い合わせ先
四街道市健康こども部保育課保育係
TEL：043-421-2238